

(1) 基本的な考え方**1) 自然災害への対策**

河川のはん濫などによる水害、豪雨などによる土砂災害、地震などの自然災害への対策を推進します。

2) 防災性の向上

建築物の耐震化・不燃化を促進し、地震・火災に強いまちづくりを目指します。

3) 防災拠点の充実

災害に強いまちづくりに対応するため、一時避難場所、収容避難所などの防災拠点の充実・向上を目指します。

(2) 主要な都市防災の方針**1) 防災体制の強化**

地域防災計画や水防計画に基づき、風水害、地震、原子力災害の予防対策や災害時の応急対策に対応するため、関係機関との連携強化に努め、防災体制の確立を図ります。また、関係機関と連携し、消防の広域化を検討します。

2) 自然災害の防止

台風に伴う豪雨や大雨などによる洪水、浸水などに対し、関係機関と連携し、必要な河川改修や治水対策を促進します。また、都市下水路や樋門の適切な維持管理により、内水排除に努めます。

関係機関と連携し、急傾斜地崩壊対策事業など土砂災害対策事業を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく調査や区域の指定を促進し、警戒避難体制の整備等を進めます。

治山・治水対策について、関係機関と連携し計画的に推進します。

3) 不燃化・耐震化などの促進

綾部市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化率の向上を図るため、耐震改修などの支援策や環境整備の推進、建築物の安全性の向上のための知識の普及など、安全なまちづくりを促進します。

4) 防災拠点などの整備

一時避難場所や収容避難所、避難路を確保するとともに、防災拠点の充実、機能向上を図ります。

防災拠点となる市役所庁舎、消防本部庁舎や、避難施設となる学校、公民館などの耐震診断を実施し、耐震化を図ります。

5) 避難所、緊急輸送道路・避難路の整備

避難所、収容避難所は、建築物の耐震性の強化や防災設備の充実を推進します。

また、一時避難場所に指定しているグラウンドや運動場などの安全性の確保を図ります。

京都縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道、国道27号、173号、主要地方道福知山綾部線などは、地震発生時の消防活動又は緊急輸送などの緊急輸送ルートとして府指定の第1次・2次緊急輸送道路に位置づけられており、これらの災害時の円滑なネットワーク化を促進します。

また、原子力災害に係る広域避難体制について関係機関と連携し、早期確立に努めます。

避難所や一時避難場所に避難するための避難路について、安全かつ円滑に避難できる有効な道路整備を検討します。

6) ライフライン施設の耐震化の促進

上水道や下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気や通信施設の耐震化を事業者に要請し、災害時におけるライフラインの確保に努めます。

7) 地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

自治会や事業所・団体などの自主防災組織の設立・育成に努めるとともに、綾部市自主防災組織等ネットワーク会議と連携し、自主防災組織や事業所における防災座談会の推進など、地域防災力の向上による防災まちづくりを促進します。

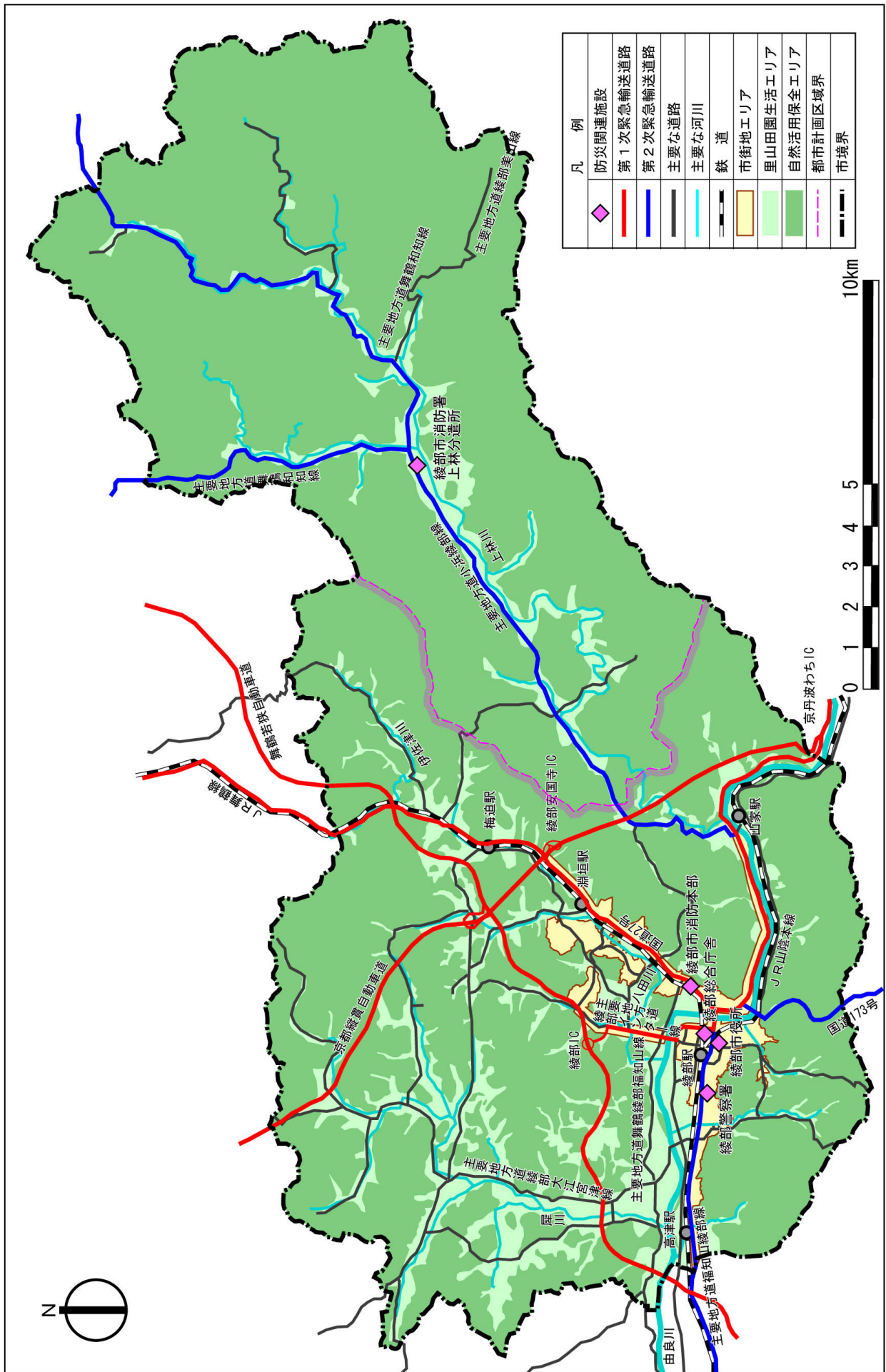


図5-8 都市防災方針図